

## 排水水質測定装置保守点検業務 仕様書

### 1. 排水水質測定装置保守点検業務

令和5年度の全窒素・全リン計（T-N・T-P計）、有機汚濁モニター（UV計）、pH計の各2台（2ヶ所）の保守管理業務及び全窒素・全リン計の定期点検並びに排水水質検査業務

### 2. 業務委託の場所

鳴門市浄水場

### 3. 業務委託の期間

契約締結の翌日から 令和6年3月31日 まで

### 4. 業務の内容

保守管理業務 1式

定期点検業務 1式

排水水質検査業務 1式

- ・軽微な修繕や部品交換等、必要が生じた場合には速やかに対応する。
- ・事前に実施予定表提出する。
- ・保守管理業務（毎月）・定期点検業務（年1回）が終了後に作業報告書それぞれ作成し提出する。
- ・排水水質検査業務については、排水口3ヶ所で6項目の検査を月2回（4月は1回）、排水口2ヶ所で29項目の検査を年1回実施する。検査項目については別紙の水質検査項目を参照する。  
検査結果については作業報告書と同時に提出する。毎月の水質検査は原則5日と20日とする。

### 5. 測定装置について

- ・全窒素・全リン計・・・TPNA-500（株式会社堀場アドバンステクノ）
- ・有機汚濁モニターUV計・・・OPM-1630型、OPM-423A型（東亜ディーケーケー株式会社）
- ・pH計変換器・・・HDM-136A型（東亜ディーケーケー株式会社）

### 6. 保守管理業務について

全窒素・全リン計（T-N・T-P計）

- ・測定試薬の交換
- ・試薬配管ラインと機器配管の点検及び洗浄等（塩酸洗浄を含む）
- ・サンプル槽及びフィルターの洗浄等
- ・定期点検（交換部品については内訳書2を参照）

有機汚濁モニター（UV計）

- ・サンプル経路の点検調整及び配管・光源ガラスの洗浄等
- ・ゼロ調整は1ヶ月に1回以上行う
- ・スパン調整は6ヶ月に1回以上行う

pH計

- ・標準液（pH7及びpH9）による校正
- ・電極内部の状態の確認と内部液の補充
- ・電極本体の洗浄等

その他

- ・サンプリングポンプの点検
- ・配管・ホース・ストレーナー・脱泡層の洗浄等
- ・問題が生じた場合は双方で協議して決定する

### 7. 支払いについて

- ・支払いは6ヶ月に1回（年2回）とする。

### 8. 衛生管理について

- ・水道法第21条1項の規定により定期の健康診断（検便）を年2回実施する。検査項目については赤痢・腸チフス・パラチフス・サルモネラの4項目とし、検査結果を提出する。